

〈定性的な開示事項〉

連結の範囲に関する事項

- 自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
該当ありません。

- 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社は以下の7社です。

名称	主要な業務の内容
鳥丸商事株式会社	不動産管理・賃貸業務、当行役職員への商品等斡旋業務、ECモールの運営
京都信用保証サービス株式会社	信用保証業務
京都クレジットサービス株式会社	クレジットカード業務（DC）
京銀カードサービス株式会社	クレジットカード業務（JCB、ダイナース）
京銀リース・キャピタル株式会社	リース業務、投資業務
株式会社京都総合経済研究所	経済調査・研究業務、経営相談業務
京銀証券株式会社	証券業務

- 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません。

- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません。

- 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結グループ内では債務超過会社はなく、自己資本は充実しております。また、連結グループ内において自己資本にかかる支援は行っておりません。

自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条若しくは第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要は以下のとおりです。

- 自己資本調達手段（2021年度）

【普通株式】

発行主体	株式会社京都銀行
資本調達手段の種類（銘柄、名称又は種類）	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額（注）	
連結自己資本比率	72,630百万円
単体自己資本比率	68,914百万円

（注）普通株式に係る資本金及び資本剰余金の額から、純資産の部に計上された自己株式の額を控除した額

【新株予約権】

発行主体	株式会社京都銀行
資本調達手段の種類（銘柄、名称又は種類）	①株式会社京都銀行 第1回新株予約権 ②株式会社京都銀行 第2回新株予約権 ③株式会社京都銀行 第3回新株予約権 ④株式会社京都銀行 第4回新株予約権 ⑤株式会社京都銀行 第5回新株予約権 ⑥株式会社京都銀行 第6回新株予約権 ⑦株式会社京都銀行 第7回新株予約権 ⑧株式会社京都銀行 第8回新株予約権 ⑨株式会社京都銀行 第9回新株予約権 ⑩株式会社京都銀行 第10回新株予約権 ⑪株式会社京都銀行 第11回新株予約権 ⑫株式会社京都銀行 第12回新株予約権 ⑬株式会社京都銀行 第13回新株予約権
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	316百万円
単体自己資本比率	316百万円
償還期限の有無	あり
その日付（注）	①2038年7月29日 ②2039年7月29日 ③2040年7月29日 ④2041年8月1日 ⑤2042年7月30日 ⑥2043年7月30日 ⑦2044年7月30日 ⑧2045年7月30日 ⑨2046年7月28日 ⑩2047年7月30日 ⑪2048年7月30日 ⑫2049年7月30日 ⑬2050年7月30日

（注）ストック・オプションの権利行使期間日を記載しております。

【非支配株主持分】

発行主体	京銀リース・キャピタル株式会社
資本調達手段の種類（銘柄、名称又は種類）	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	473百万円
単体自己資本比率	-

●自己資本調達手段（2022年度）

【普通株式】

発行主体	株式会社京都銀行
資本調達手段の種類（銘柄、名称又は種類）	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額（注）	
連結自己資本比率	67,741百万円
単体自己資本比率	64,025百万円

（注）普通株式に係る資本金及び資本剰余金の額から、純資産の部に計上された自己株式の額を控除した額

【新株予約権】

発行主体	株式会社京都銀行
資本調達手段の種類（銘柄、名称又は種類）	①株式会社京都銀行 第1回新株予約権 ②株式会社京都銀行 第2回新株予約権 ③株式会社京都銀行 第3回新株予約権 ④株式会社京都銀行 第4回新株予約権 ⑤株式会社京都銀行 第5回新株予約権 ⑥株式会社京都銀行 第6回新株予約権 ⑦株式会社京都銀行 第7回新株予約権 ⑧株式会社京都銀行 第8回新株予約権 ⑨株式会社京都銀行 第9回新株予約権 ⑩株式会社京都銀行 第10回新株予約権 ⑪株式会社京都銀行 第11回新株予約権 ⑫株式会社京都銀行 第12回新株予約権 ⑬株式会社京都銀行 第13回新株予約権
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	264百万円
単体自己資本比率	264百万円
償還期限の有無	あり
その日付（注）	①2038年7月29日 ②2039年7月29日 ③2040年7月29日 ④2041年8月1日 ⑤2042年7月30日 ⑥2043年7月30日 ⑦2044年7月30日 ⑧2045年7月30日 ⑨2046年7月28日 ⑩2047年7月30日 ⑪2048年7月30日 ⑫2049年7月30日 ⑬2050年7月30日

（注）ストック・オプションの権利行使期間日を記載しております。

【非支配株主持分】

発行主体	京銀リース・キャピタル株式会社
資本調達手段の種類（銘柄、名称又は種類）	普通株式
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
連結自己資本比率	250百万円
単体自己資本比率	-

自己資本の充実度

●評価方法の概要

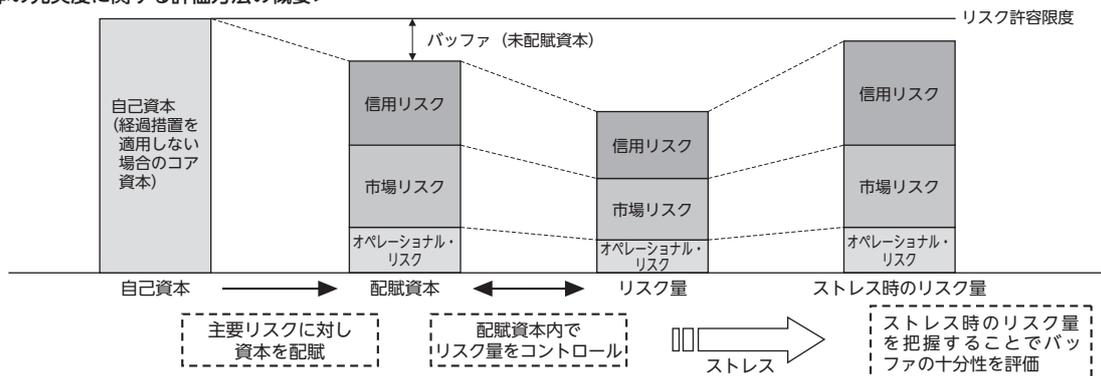
当行では、保有するリスクに見合った十分な自己資本を確保することで、当行の業務の健全性及び適切性を維持していくことを自己資本管理の基本方針とし、リスク資本配賦やストレステストの実施などを通じて自己資本の充実度を評価しております。

リスク資本配賦とは、経営体力である自己資本（経過措置を適用しない場合のコア資本）を原資とし主要なリスク（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク）にリスク資本（許容リスク量）をあらかじめ配賦することです。リスク量（主要なリスクを計量化したもの）が配賦された資本額に収まるようコントロールしており、算出したリスク量を毎月のALM会議において経営へ報告する体制としております。配賦額は、ALM会議と常務会におい

て半期毎にリスク資本配賦方針を定める中で、過去のリスク量実績や総合予算・業務運営方針等を考慮した予想リスク量から決めております。

ストレステストとは、経済状況の悪化や市場環境の変化などといった当行にとって好ましくないストレス・シナリオを設定し、当該シナリオにおけるリスク量や自己資本への影響などを把握することです。当行では定期的にストレステストを実施し、自己資本のバッファ（リスク資本配賦されていない自己資本額）の十分性の評価や、自己資本の充実状況の検証を行っております。

<自己資本の充実度に関する評価方法の概要>



信用リスク

●リスク管理の方針及び手続の概要

(1) 信用リスク管理の方針

当行では、保有する信用リスクを的確に把握・管理し、適切に対応するために、「信用リスク管理規程」において信用リスク管理の基本方針を次の通り定めております。

- 1.すべての与信には信用リスクが存在することを十分に認識し、個別与信の適切な可否判断や厳格な管理を行うとともに、与信ポートフォリオ全体のリスクを定期的に把握・管理する。
- 2.融資取引のみならず、市場取引やオフバランス取引も信用リスクを有しており、統合的な信用リスク管理を行う。
- 3.個別与信の厳正な管理を行っていても、与信が集中していると環境変化等に伴い予想外の損失を被ることがあるため、過度な与信集中の排除を行い、与信の分散を図る。
- 4.リスクに見合った適正な収益を確保し、長期安定的な収益性の高い与信ポートフォリオの構築に努める。

(2) 信用リスク管理の体制

当行では、「信用リスク管理規程」により信用リスクの管理体制を定め、信用リスク管理部門を営業推進部門や与信審査部門と明確に分離した上で相互牽制態勢を整えております。また、信用リスクに関する重要事項を審議するため、リスク統轄部担当役員を委員長とする「信用リスク管理委員会」を設置し、信用リスク管理の強化に取り組んでおります。

(3) リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢

与信先の財務状態、技術力、将来性等を適切かつ客観的な基準に基づき評価するために内部格付制度の運用及び自己査定を行っており、与信先の信用リスクを的確に把握しております。内部格付制度においては、原則全ての与信先に信用状況を表す「債務者格付」を付与しております。その格付モデルについては、有効性を定期的に検証し必要に応じて改善を行うなど、継続的に精度向上に努めております。また、自己査定については、資産の健全性の維持・向上のために、連結子会社を含め、自己査定を実施し適正な償却・引当を行っております。さらに、監査部署において、債務者格付、自己査定の実用状況及び償却・引当の妥当性を監査しております。

また、適切かつ健全な与信ポートフォリオ構築のために、信用リスクの計量的な分析・把握や過度な与信集中の排除を行っております。

上記の自己査定結果や信用リスク量の計測結果等を、定期的に取り締り報告等に行っております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している与信先に係る債権及びそれと同等の状況にある与信先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる与信先（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、与信先の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

要管理先及び破綻懸念先で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の与信先のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価格との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

償却・引当方針

債務者区分	償却・引当方針
正常先	債権額に対し、貸倒実績率により今後1年間の予想損失額を引当
要注意先	債権額に対し、貸倒実績率により今後3年間の予想損失額を引当
要管理先	債権額に対し、貸倒実績率により今後3年間の予想損失額を引当 ただし、一部の債権については、キャッシュ・フロー見積法により引当
破綻懸念先	債権額のうち、担保・保証等により保全されていない部分（Ⅲ分類額）に対し、貸倒実績率により、今後3年間の予想損失額を引当 ただし、一部の債権については、キャッシュ・フロー見積法により引当
実質破綻先・破綻先	債権額のうち、担保・保証等により保全されていない部分（Ⅲ・Ⅳ分類額）全額を償却・引当

資本的劣後ローンについて、これを資本とみなさない場合に債務超過に相当する部分は、回収可能見込額をゼロと算定し全額を、残りの部分は上表に従い算出した金額を引き当てております。ただし、一部の資本的劣後ローンについては、キャッシュ・フロー見積法により引当を行っております。

また、要注意先及び要管理先で、新型コロナウイルス感染症の影響から計画策定の見通しの判断が困難であると認められた特定の与信先の債権については、破綻懸念先に対して見積もられた非保全額に対する予想損失率に基づいて貸倒引当金を計上しております。

(5) 基礎的内部格付手法の適用除外とするエクスポージャーの性質、エクスポージャーを適切な手法に完全に移行させるための計画の実施

①基礎的内部格付手法を適用除外するエクスポージャー

当行では、信用リスク・アセットの額の算出にあたり原則として基礎的内部格付手法を適用することとしておりますが、金額が僅少であり、リスク管理の観点から個々の信用リスクを把握することの重要性が低いと判断される一部の資産または連結子会社については例外的に標準的手法を適用しております。いずれも自己資本比率を算出する上では、重要な影響を与えるものではありません。

なお、会社別の適用手法は次の通りであります。

会社名	適用手法
株式会社京都銀行	基礎的内部格付手法 (一部の資産は標準的手法を適用)
京都信用保証サービス株式会社	
烏丸商事株式会社	標準的手法
京銀リース・キャピタル株式会社	
京都クレジットサービス株式会社	
京銀カードサービス株式会社	
株式会社京都総合経済研究所	
京銀証券株式会社	

②基礎的内部格付手法を段階的に適用するエクスポージャー 該当ございません。

●標準的手法が適用されるポートフォリオについて

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

次の格付機関が付与した格付を使用し、リスク・ウェイトを判定しております。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング (S&P)

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

全てのエクスポージャーについて、上記4格付機関の格付を使用しております。

(3) 内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準

内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準は、標準的手法の分類をもとに次の通りとしております。なお、発生する見込みのない標準的手法の分類は記載していません。

- ①事業法人向け（特定貸付債権を除く。）
標準的手法において、法人等向け、及び延滞（自己居住用不動産等向けを除く）に分類されるもの。
- ②ソブリン向け
標準的手法において、中央政府及び中央銀行向け、及び我が国の地方公共団体向けに分類されるもの。
- ③金融機関等向け
標準的手法において、金融機関向け、及び取立未済手形に分類されるもの。
- ④その他リテール向け
標準的手法において、適格個人向けに分類されるもの。
- ⑤居住用不動産向け、適格リボルビング型リテール向け、株式等、特定貸付債権、及び購入債権
該当するエクスポージャーはありません。

●内部格付手法が適用されるポートフォリオについて

(1) 使用する内部格付手法の種類

自己資本比率の算出にあたっては、基礎的内部格付手法を使用しております。

(2) 内部格付制度の概要

当行の内部格付制度は「債務者格付」、「案件格付」、「プール管理格付」、「パラメータ推計」、「リスクの計量化」及び「検証」から構成されております。また、内部格付制度の健全性を維持し有効性を確保するため、債務者格付の運用状況の適切性を定期的にモニタリング（運用監視）しております。

「債務者格付」は、与信先の信用度あるいは債務履行の確実性を、定型化・統一化した尺度で評価したうえで一定の符号によって段階的に表すものであり、原則として当行の与信に係る全ての債務者に格付を付与しております。また、適正な償却・引当の基礎となるものであることから、自己査定における債務者区分と整合的なものとしております。さらに、債務者格付は、取引先の属性により、中小企業向け、大企業向け、ソブリン向け、個人事業主向け等があります。

「案件格付」は、個別の与信案件のリスクを評価した格付であり、債務者の信用力及び担保や保証などの保全面を勘案した予測損失率に応じて付与しております。

「プール管理格付」は、同一のリスク特性を持つグループ（プール区分）単位で付与する格付であり、個人向けの消費性や信及び小規模の事業性や信を対象としております。これらの与信ではプール管理格付に基づき、信用リスクの把握及び管理を行っております。

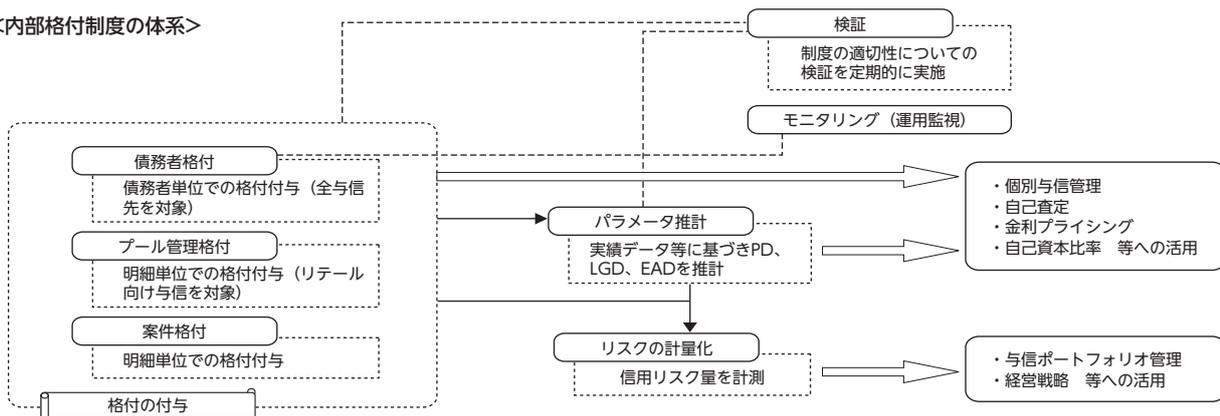
債務者区分	債務者格付	案件格付	プール管理格付
正常先	S	予測損失率に応じた格付を付与	延滞状況、債務者特性、取引特性に基づきプール管理格付を付与
	A		
	B		
	C		
	D		
	E		
	F		
要注意先	G	債務履行の確実性	
	H		
	I		
要管理先	J	低	
	K		
破綻懸念先	X		
実質破綻先	Y		
破綻先	Z		

「パラメータ推計」は、デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）及びデフォルト時エクスポージャー（EAD）の予測値を算出（推計）することであり、この推計値を使用して自己資本比率における信用リスク・アセットの額を算出しているほか、統合的リスク管理における内部管理上の信用リスク量を計測しております。

「リスクの計量化」は、内部管理上の信用リスク量を計測することであり、潜在的な信用リスクやその変化状況、与信集中リスク状況等を適切かつ適時に把握・管理することを目的としております。

「検証」は、債務者格付、案件格付、プール管理格付及びパラメータ推計について年1回以上実施するものであり、内部格付制度の正確性・一貫性の確保及び適切な見直しを行うことを目的としております。検証の結果を踏まえ、必要に応じこれらの格付制度やパラメータ推計方法の見直しやパラメータ推計値の修正を検討することとしております。

<内部格付制度の体系>



<制度ごとの主な検証内容>

制度	主な検証内容
債務者格付	格付ランクの序列精度、エクスポージャーの集中状況、格付の遷移状況など
プール管理格付	プール区分の有効性、プール区分内におけるリスク水準の均質性など
パラメータ推計	実績値と比較した推計値の適切性、サンプルデータの適切性など

(3) ポートフォリオごとの格付付与手続の概要

当行では、個々の与信と与信先や取引の属性に応じて、以下のポートフォリオに区分したうえで、「債務者格付」の付与及び「プール管理格付」への割当を行っております。

ポートフォリオ	内部格付制度	付与手続の概要
事業法人向け エクスポージャー 金融機関等向け エクスポージャー 株式等 エクスポージャー 特定貸付債権	債務者格付	取引先の財務を基にモデルによるスコアリング評価等を行った上で、定性的な評価を踏まえ総合的に勘案し格付を付与する。
ソブリン向け エクスポージャー	債務者格付	ノンリコースローンなどの与信は、対象与信毎に事業内容について定量的な評価及び定性的な評価を総合的に勘案し格付を付与する。 (地方公共団体・地方公営企業) 財政状態を表す指標を基に格付を付与する。 (中央政府・政府関係機関等) 外部格付に応じた格付ランクから定性面を踏まえ格付を付与する。
居住用不動産向け エクスポージャー 適格リボルビング型 リテール向け エクスポージャー その他リテール向け エクスポージャー	プール管理格付	取引先ごとに格付を付与するのではなく、債権ごとに同一のリスク特性を持つグループ（プール区分）に割当てる。延滞状況、債務者特性、取引特性に基づき付与する。

(4) パラメータの推計手続

債務者格付を付与するポートフォリオに関しては債務者格付ランクごとにPDの推計を行っており、プール管理格付を付与するポートフォリオについては、プール区分ごとにPD、LGD、EADの推計を行っております。

PDの推計に際しては、要管理先以下をデフォルトとし行内の過去実績データを使用しております。推計値の算出にあたっては、年度毎のPDの実績値から過去平均のPDの実績値を求め、さらに保守性を勘案した数値を上乗せしております。ただし、債務者格付において上位格付ランクではデフォルト実績が少ないことを考慮し、行内の過去実績データに加え外部格付機関が公表しているデフォルト実績も勘案しております。

LGD及びEADについても、同様に実績値から保守性を勘案し推計しております。

また、検証においても行内の過去実績データを使用し、上記の推計方法の適切性を確認しております。

信用リスク削減手法

●リスク管理の方針及び手続の概要

(1) 基本方針

与信にあたっては、必要に応じて担保・保証による保全措置を講じております。それぞれ、与信関連の諸規程に基づいて適切に管理を行い、適時その価値の見直しを行う仕組みを設けております。

また、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセットの額の計算においては自己資本比率告示に基づき「信用リスク削減手法」を適用しております。

(2) 貸出金と自行預金の相殺を用いる場合の方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等

貸出金と預金相殺が可能な契約下にある自行預金の相殺については、債権保全の手段としております。信用リスク・アセットの額の算出に際しては、担保取得していない自行の定期預金等を対象としたうえで、事業法人等向けエクスポージャーについて信用リスク削減手法の効果を勘案しております。

(3) 派生商品取引及びレポ形式の取引について法的に有効な相対ネットリング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要並びにこれを用いている取引の種類、範囲等

法的な有効性を確認できる相対ネットリング契約がある場合は、当該契約について信用リスク削減手法を適用しております。

(4) 担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要

担保の取得、変更及び解除については、与信管理上重要な事項であることから行内決裁を要する事項としており、担保の評価については担保種類別に評価基準を定め適切な評価を行っております。また、担保取得後においても定期的に評価の見直しを行うなど適切な管理をしております。

(5) 主要な担保の種類

主な担保としては、不動産担保、預金担保（総合口座担保預金を含む）、有価証券担保、債権担保等があります。なお、信用リスク・アセットの額の算出に際しては、適格金融資産担保（現金、自行預金、国債、地方債、上場株式等）、適格債権担保（商業手形等）、適格不動産担保（土地、建物等）において信用リスク削減手法の効果を勘案しております。適格その他資産担保（船舶、航空機、ゴルフ会員権等）については、信用リスク削減手法の効果を勘案しておりません。

(6) 保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明

主な保証としては一般保証や信用保証協会の保証等があります。信用リスク・アセットの額の算出に際しては、一定の要件を満たすソブリン（信用度の高い国・地方公共団体・政府関係機関、信用保証協会等）、金融機関および事業法人の保証について信用リスク削減手法の効果を勘案しております。

なお、クレジット・デリバティブについて現在取扱はございません。

(7) 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関する情報

信用リスク削減手法は、特定の取引先や業種等へ偏ることなく、信用リスクは分散されております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク

●リスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、取引の相手方が契約不履行に陥った場合に損失を被る信用リスクが内包されておりますが、当行の体力（自己資本）や取引相手の信用度に応じた与信限度額等を設定し管理を行うとともに、担保による保全等を図り、信用リスクの軽減に努めております。引当金の算定については、時価評価により算出した再構築コスト（零を下回らないものとする）に対して貸出金の分類基準に準じた自己査定を行い、そのうちⅢ分類額及びⅣ分類額に所定の損失率を乗じた額を引当金として計上しております。

また、追加担保を提供する必要が発生した場合でも、当行は流動性の高い債券等を保有しており、取引相手に追加担保が提供できる体制を整えております。

なお、長期決済期間取引にかかる取引相手のリスクに関しては、決済履行の可能性等について個別に判断しております。

証券化エクスポージャー

●リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行は、現時点で証券化商品への投資を行っておりません。今後、投資家として運用の多様化を目的に、証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャー含む）に該当する証券化商品に投資する可能性がございます。

証券化商品には、金利リスクや価格変動リスクといった市場リスクや市場の混乱等により意図した価格で換金することが困難になるリスク（流動性リスク）がございます。また、証券化取引においては、原資産に係る信用リスクが優劣後構造の関係にある2以上の階層に分割された上で、その一部または全部が移転されるという証券化商品に特有の性質を有するため、これを踏まえたリスク管理を行う必要があります。

当行では、原資産の内容や証券化スキーム等につき運用部署及びリスク管理部署にて内包されるリスク等を十分に検討し、必要に応じてALM会議に諮問した上で投資を行うこととしております。

●自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを含む）に該当する証券化商品に対しては、リスクの状況及びパフォーマンスの評価のため、原資産の状況に関するデータや外部格付等の情報を継続的にモニタリングし、その結果を定期的にリスク管理部署へ報告する体制を整えております。

●信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

原資産について、内部格付手法を適用するための十分な情報取得している場合は、内部格付手法準拠方式を用いて算出することとしております。その他の場合で、一定の基準を満たす外部格付が付与されている場合は外部格付準拠方式を用いて算出し、付与されていない場合は標準的手法準拠方式を用いて算出することとしております。

●証券化取引に関する会計方針

当行は、投資家として証券化取引を行った場合の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号）に即して行うこととしております。また、評価方法につきましては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行うこととしております。なお、連結子会社においても証券化取引を行っておりません。

●証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーにおいて、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インバスターズ・サービス（Moody's）、S&Pグローバル・レーティング（S&P）が付与した格付を使用し、リスク・ウェイトを判定することとしております。

CVAリスク

●CVAリスク相当額の算出に使用する手法

限定的なBA-CVAを使用しております。

●CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要

CVAとは取引相手方の信用力を派生商品取引の評価額に反映させる価格調整のことであり、CVAリスクは信用リスクを反映したものであります。派生商品取引については、当行の体力（自己資本）および取引相手の信用度に応じた与信限度額等の設定や、エクスポージャーの変動に応じた担保の管理を行っております。

なお、CVAリスクのヘッジは行っておりません。

マーケット・リスク

マーケット・リスク相当額にかかる額を算入していません。

オペレーショナル・リスク

●リスク管理の方針及び手続の概要

(1) オペレーショナル・リスクの定義

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいい、当行では、①事務リスク、②情報セキュリティリスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスクに分類して管理しております。

(2) オペレーショナル・リスク管理の基本方針

当行では、オペレーショナル・リスク管理の基本方針を「当行が保有するすべてのオペレーショナル・リスクを適正に特定・評価・モニタリング（監視・警告及び抑止）・コントロールし、これを削減することにより、リスクの総合的な管理態勢を整備、確立すること」と定めております。

(3) オペレーショナル・リスク管理体制

当行では「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、オペレーショナル・リスクを構成する個々のリスクを各リスク主管部が専門的な立場からそれぞれ管理し、オペレーショナル・リスクの管理部門であるリスク統轄部がこれを総合的に管理する体制を定めております。

また、オペレーショナル・リスク管理を重要な経営課題の一つであると位置付け、リスク統轄部担当役員を委員長とする「オペレーショナル・リスク委員会」を設置して、オペレーショナル・リスクにかかる問題点を一元的に管理し、対応策を組織的に協議することで、リスク顕在化の未然防止及び顕在化時の影響極小化に努めております。

(4) オペレーショナル・リスクの管理手続

① 潜在的なリスクに対する管理

事務プロセス、情報システム、有形資産等に内在するオペレーショナル・リスクを特定し、重要性・脆弱性の両面からリスクコントロールの有効性を評価する統制自己評価（CSA：Control Self Assessment）を実施しております。

② 顕在化した損失事象に対する管理

事務ミスによる事故やシステム障害等のオペレーショナル・リスク事象が発生した場合、速やかに各リスク主管部及びリスク統轄部に報告される体制を整備しており、収集したデータの分析に取組んでおります。

③ 上記①②により認識した課題は、年度毎に取締役会で制定する「オペレーショナル・リスク管理プログラム」に記載し、実行・改善につなげていくといったPDCAサイクルの確立に努めております。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出手法の概要

(1) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称、算出方法

標準的計測手法により算出することとしております。オペレーショナル・リスク相当額は、自己資本比率告示第304条に基づき、BIC（事業規模要素）にILM（内部損失乗数）を乗じて算出しております。

(2) BIC（事業規模要素）の算出方法

BICの額は、自己資本比率告示第305条第1項に基づき、BI（事業規模指標）の額に所定の掛け目を乗じて算出しております。BIの額は、①金利要素（ILDC、預金業務等の規模部分）、②役員要素（SC、役員取引等の規模部分）、③金融商品要素（FC、金融商品取引の規模部分）を算出し、各要素を合計して求めております。

(3) ILM（内部損失乗数）の算出方法

自己資本比率告示第306条第1項第4号に基づき、保守的な見積値をILMとして用いることとしております。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した連結子法人等又は事業部門の有無

BIの算出から除外した連結子法人等又は事業部門はございません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

ILMの算出から除外した特殊損失はございません。

出資等又は株式等エクスポージャー

●リスク管理の方針及び手続の概要

株式等にかかるリスクについては、自己資本及び株式等の評価益をもとにリスク許容量を設定し管理する方針としております。また、日々のポジション・損益を算出し経営陣に報告するとともに、株式等のリスク量を計測し経営陣に報告するなど十分なリスク管理を行っております。当行および連結子会社が保有している株式等については、6か月毎に実施する自己査定を通して正確な実態把握に努めており、自己査定結果については、監査部署の監査を受けております。

また、評価方法は子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

●リスク・ウェイトの判定に係る基準

短期的な売買により譲渡益を取得することを期待する非上場株式投資、又は金融市場における相場その他の指標に係る価格変動を伴い、かつ、長期的にトレンド以上の多額の譲渡益又は利益を取得することを想定する非上場株式投資に該当する場合、「投機的な非上場株式に対する投資」としております。

なお、不動産投資法人への出資及びこれに類する投資については、株式等エクスポージャーのリスク・ウェイトを適用しております。

金利リスク

●リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクは、当行の全ての金利感応資産、負債を管理対象として計測しております。金利リスク等の管理方針は、統合的リスク管理規程等に基づき、ALM会議において決定し、半期ごとに見直しを行っております。具体的には、「VaR」、「 Δ EVE（金利ショックに対する経済的価値の減少額）」に限度額（アラームポイント）を設定し月次で管理するとともに、「 Δ NII（金利ショックに対する金利収益の減少額）」についても月次でモニタリングを実施しております。

各リスク量が限度額（アラームポイント）に抵触するような場合には、①有価証券ポートフォリオによる調整、②ヘッジ取引等によるリスク量のコントロールを、関連部連携のもと、ALM会議にて検討し、実施することとしております。

当行では、ヘッジ手段として、金利スワップ取引等を活用しております。また、要件を満たす取引についてはヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジを行っております。

●金利リスクの算定手法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- ① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は4.6年となっております。
- ② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は15年となっております。
- ③ 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
当行では、コア預金（明確な金利改定間隔がなく、お客様の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金）の推計にあたり、内部モデルを使用しております。具体的には、普通預金など満期のない流動性預金について、過去の預金残高推移を統計的に解析し、将来預金残高を保守的に推計することで、実質的な満期を計測しております。また、計測結果については、バックテスト等による検証を行っております。
- ④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は、金融庁が定める保守的な前提を使用しています。
- ⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提
 Δ EVEの算出にあたり、通貨別の金利リスクの正の値を保守的に算出しております。
 Δ NIIの算出にあたり、通貨別の金利リスクを値の正負に関係なく合算しております。
 Δ EVE、 Δ NIIともに複数通貨の集計にあたっては、通貨間の相関は考慮しておりません。
- ⑥ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）
キャッシュ・フローにはスプレッドを含めており、割引金利については、有価証券の経済的価値の算出においてスプレッドを含めております。
- ⑦ 内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当ありません。
- ⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
流動性預金の残高増加による金利低下リスクの増加のため、下方パラレルシフトにおける Δ EVEが増加しました。
- ⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当期の重要性テストの結果（ Δ EVE）は、2.0%（単体）であり、基準値の20%を下回る水準となっております。

(2) 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

当行では、 Δ EVE及び Δ NIIに加え、銀行全体の金利リスクをVaR（信頼係数99%、保有期間6か月、ヒストリカル・シミュレーション法）により月次で計測し、リスク資本配賦の枠組みの中で限度額（アラームポイント）を設定して管理しております。

また、ストレス・テストを実施し、経済状況の悪化や市場環境の変化に基づく金利変動による影響等を定期的に検証することで、自己資本の充実度の評価に活用しております。